

## 5 これからの墓地行政のあり方と新たな施策の方向性

### (1) これからの墓地行政のあり方

現在の墓地行政は、公衆衛生を主たる目的とした墓地埋葬法に基づく許可事務等、また墓地の供給者としての公営墓地の設置及び維持管理が中心となっています。

公営以外の墓地に関しては、経営許可の際の関与はあるものの、市町村への調査結果からも分かるように、多くの市町村がその現状を把握されていませんでした。

一方で、無縁化した墓地に関する苦情や近隣トラブルなどへの対応を求められるケースも出てきており、市町村にとってはそのようなケースに遭遇して初めて、地域の墓地の現状を目の当たりにするという状況にあります。そのようなことから、県民が抱える不安への対応、さらには相談を受ける体制も整備されているとはいえない状況が浮かび上がってきました。

このことは、戦後に多くの墓地の供給を民間に委ねてきたという事実、また、墓地の維持管理が「家」の問題、私的領域であるという意識から、行政は公衆衛生の観点からの許可事務等を適正に実施すれば、特段大きな問題は生じてこなかったということが主な理由として考えられます。

いうまでもなく、墓地の維持管理を通じた先祖供養により、人としての本質的な部分である、先祖を敬う心や道徳心、基本的な倫理観等を養い、さらには、家族の絆や地域とのつながりを確認することは、どの時代においても普遍的な価値観として欠かすことはできません。

しかしながら、人口構造や家族形態が変化する中では、墓地の維持管理を担えない、また、担う跡継ぎがないという県民も多く、これまでのような公衆衛生を中心とした行政の対応だけでは、現在の県民のニーズや不安に応えることができない状況となっています。

このようなことから、今後の墓地行政については、これまでの公衆衛生上の対応もさることながら、「住民（県民）の生涯を通じた安心を実現する政策への新たな展開」が求められているといえます。

県民アンケートの結果からも、「終活」や終末期における様々な課題に関して、県民の意識や不安が多くなっています。昨今、医療・介護、看取りなどの終末期の問題に対する積極的な取組みが展開されてきていますが、今後は更に一歩進め、その延長線上にある墓地の問題についても、生涯を通じた安心の実現に向けた一連の課題として位置付け、積極的な取組みを展開していく必要があると考えられます。

また、本来、墓地の経営は高度な公益性を有し、住民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件等を踏まえて、各地方自治体の責任と判断に委ねられています。今後

は、そのような考え方の原点に立ち返り、市町村が中心となって、民営墓地の状況等を踏まえながら、墓地を「地域を愛した人々の生きた証が残る地域の大切な空間」として、地域全体で守り無縁化の不安がない新しい墓地のあり方を検討していく必要があります。

## (2) 新たな施策の方向性

今後、市町村や県が「住民（県民）の生涯を通じた安心を実現する政策」として、具体的にどのような形で取組みを進めていくべきかが何よりも重要となります。

これまで見てきたように、墓地を巡っては、県民の不安や市町村における無縁墓地の対応など、既に直面している問題にどのように対応していくかという課題と、一方で、将来的にそのような不安や問題を生み出さない墓地のあり方をどのようにしていくかという課題があります。

そこで、本報告書では、今後の新たな施策の方向性として、『住民（県民）の不安』や『行政の抱える課題』に対する施策の方向性と「新たな墓地のあり方に関する施策の方向性」に分類し、以下の7つの施策の方向性を整理しています。

この7つの施策の方向性は、墓地を取り巻く現状や県民の不安等を踏まえ、現時点で有効と考えられる施策を取りまとめたものです。

したがって、実際の施策を進めていく際は、住民ニーズや市町村の現状を十分に踏まえた上で、地域の実情に合った具体的な取組みを検討していく必要があります。

次頁以降に、それぞれの施策の方向性ごとに、その考え方や現時点で考えられる取組例等を記載します。

### 新たな施策の方向性

#### ■ 「住民（県民）の不安」や「行政の抱える課題」に対する施策の方向性

- ◆ 墓地の現状や住民（県民）ニーズの把握
- ◆ 市町村や県における情報共有や学びの場の創出
- ◆ 住民（県民）の自助力向上のための取組み及び相談機能の強化
- ◆ 墓地や葬送に係る制度の見直しと構築

#### ■ 新たな墓地のあり方に関する施策の方向性

- ◆ 持続的な墓地管理の仕組みの構築と新たな支え手の創出
- ◆ 地域と行政の協働による墓地再生計画の策定
- ◆ 地域の実情に合った「地域の大切な空間」としての新たな墓地整備

## 「住民（県民）の不安」や「行政の抱える課題」に対する施策の方向性

### ① 墓地の現状や住民（県民）ニーズの把握

多くの市町村においては、地域内の墓地の現状や住民の不安の内容等をまだ十分に把握できていない状況です。このことから、今後の墓地埋葬法に基づく許可事務等や公営墓地の新設（拡張）の判断、さらには、無縁化した墓地の倒壊防止等の地域の安全確保や防災対策といった観点から、まずは、市町村内の墓地の現状や供給状況等を把握する必要があります。

また、住民が墓地に関して、どのような不安を抱えているのか、行政に対してどのような要望を持っているかなどの住民ニーズを把握し、そのニーズに合った施策を検討していく必要があります。

#### （現時点で考えられる取組例）

- ・市町村内の墓地（公営、民営墓地）の現況調査
- ・住民（県民）を対象とした墓や葬送に関する意識調査（アンケート調査等）

#### 【参考となる事例①】

##### ＜墓地環境安全確認調査（熊本県人吉市）＞

平成24年度から墓地に関する許可権限が県から市に移譲されたことに伴い、市内の民有墓地約700カ所、市有墓地14カ所（約7万㎡）の調査を行い、市内墓地の危険箇所を把握するとともに、市内墓地の全体像を把握するために調査を実施。

##### ＜調査概要＞

調査時期：平成25年1月から平成25年12月（12カ月）

調査手法：委託

調査内容：墓地の場所を地図や各町内会長・周辺住民からの聞き取りをもとに確認。現地調査後、市の税務課にて民有墓地の地目及び地権者を確認し、調査票を完成。調査票を完成させた後、地図及び調査票の内容を、校区別にマップに転記し、墓地の状況を把握。

事業費：平成24年度 2,131千円 平成25年度 6,615千円

※ 国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金活用

## **[参考となる事例②]**

＜長寿を楽しむ社会に向けた県民アンケート（熊本県企画課）＞

終末期における医療や介護のあり方、高齢者の孤立死や無縁墓地化等の問題に対する県民の意識を調査し、高齢者がいつまでも安心して暮らせる社会の実現を目指した政策立案等につなげるため、男女 1,500 名を対象にアンケート調査を実施。

（調査の内容及び結果については、本報告書にも記載）

### ＜アンケート調査の概要＞

調 査 時 期 : 平成 25 年 1 月 17 日 (木) ~31 日 (木) (15 日間)

調 査 対 象 者 等 : 県内在住の満 40 歳以上の男女 1,500 名 (無作為抽出、郵送法)

回 収 結 果 : 有効回答者数 935 (回収率 : 62.3%)

事 業 費 : 598 千円

## ② 市町村や県における情報共有や学びの場の創出

墓地の問題は、将来的にどの市町村でも深刻な問題となることが予測されるものの、これまであまり行政が積極的に立ち入ってこなかった分野であるだけに、問題が顕在化した際、市町村が単独で新たな施策を検討し、問題解決を図っていこうとしても、非常に対応に苦慮することが考えられます。

そのため、市町村において、墓地行政を所管する部署だけでなく、高齢者施策等の住民福祉全般を所管する部署との問題意識の共有を図るとともに、近隣市町村とも課題の共有や今後の取組みに関する意見交換等を行い、市町村内または市町村間の連携を図りながら、問題解決に向けた取組みを検討していく必要があります。

また、墓地に関わる制度の内容や全県的な課題に対する墓地担当者向けの研修会や勉強会により、墓地に関する基礎的な情報や課題の共有を図るとともに、各市町村が抱える課題（将来的な課題を含む）や既に先行して実施している対策や取組みなどについて、墓地担当者だけでなく、住民福祉の担当者などと幅広く意見交換を行うなど、墓地の問題についての学びの場を創出する必要があります。

### （現時点で考えられる取組例）

- ・市町村内における関係職員等の勉強会の実施
- ・市町村担当者を対象とした研修会、意見交換の場の設置
- ・市町村の枠を超えた広域での今後の墓地のあり方についての研究会等の設置 など

#### 【参考となる事例】

＜介護支援専門員連絡協議会研修会（熊本県山都町）＞

過疎化、高齢化が進み、高齢者のみの世帯や単独世帯が増加する中、ケアマネジャーの業務をする中で、親族のいない高齢者の葬儀や納骨などの問題に直面。そのようなことから、一人ひとりが自身の人生の終末の準備をすることが大切であると考え、山都町介護支援専門員連絡協議会研修会において、終活全般に関することや実践事例等の説明、ワークシートを活用した演習など、介護支援専門員等の勉強会を開催（介護支援専門員、医療・福祉関係者、地域住民 計55名参加）。住民福祉担当者等の学びの場を創出している事例。



### ③ 住民（県民）の自助力向上のための取組み及び相談機能の強化

住民の「終活」への関心は非常に高い状況である一方、墓地の問題は、住民一人ひとりの家族関係や置かれている生活環境等によって、その不安や課題の内容も多岐にわたります。

したがって、それらの不安や課題の解消のためには、行政による画一的な取組みだけでなく、墓地を巡る諸問題や現状について住民へ周知・啓発を図り、一人ひとりの自助力、問題意識を高めていく必要があります。

そのため、「終活」講座等の住民向けの学びの場を提供するとともに、墓地の問題を含む終末期全体の不安や課題を語り合うことができる、包括的かつ恒常的な相談窓口を設置することが効果的と考えます。

また、徐々に増加している墓地を巡る消費者問題についても、県・市町村の消費生活に関する相談窓口等において、事前の啓発によるトラブルの未然防止等の消費者教育に力を入れていく必要があります。併せて、上記の終末期全体に係る相談窓口との連携も十分に図っていく必要があります。

#### （現時点で考えられる取組例）

- ・ 墓地の問題に関するシンポジウムやイベントの開催
- ・ 住民向けの終活講座やセミナー、勉強会等の開催
- ・ 市町村・地域単位での相談窓口の設置に向けた勉強会や研修会の開催
- ・ 県や市町村の消費生活相談窓口との相談事案の情報共有及び連絡体制の構築
- ・ 葬送や墓にまつわる消費者トラブル防止に向けた事前啓発
- ・ 医療や介護、地域における看取りなどの終末期の課題に対する施策との連携

#### 【参考となる事例①】

＜終活カレッジの開催（社会福祉法人青山会 くわのみ荘）＞

施設内や在宅ケアを通して、多くの高齢者の終末期を目の当たりにする中、本人の意思を尊重することの重要性に鑑み、社会福祉法人として培ってきた知識や技術を生かし、地域の住民を対象とした「終活カレッジ」を平成23年に開講。

「終末期医療」や「お墓」等の計12講座を3カ月にかけて実施。併せて、カルチャー講座を実施しており、高齢者の生きがいづくりにもつなげていることが特徴。県の「地域共生くまもとづくり事業」の補助を活用しながら継続して事業を実施。社会福祉法人が独自事業として行政との連携を図りながら、住民の学びの場を創出している事例。



「終活カレッジ」2周年記念講演会の様子

## [参考となる事例②]

＜市民向け生涯学習講座（人吉市、熊本学園大学、中小企業大学校）＞

人吉市と熊本学園大学、中小企業大学校が連携し、地域特性を生かしたオリジナル性のある、深い学びを目指して平成 24 年度に始まった生涯学習講座。

歴史や健康・福祉等の講座とともに、平成 25 年度から、「終活を考える」をテーマに、葬儀・お墓までの計 6 回を行政書士、葬祭業者等を講師として開設。

行政による住民の自助力向上のための学びの場を創出する事例。



講座の様子



#### ④ 墓地や葬送に係る制度の見直しと構築

現在の墓地行政は、戦後に制定された墓地埋葬法による公衆衛生を中心とした政策として、墓地の供給及び経営等の許可が行われていますが、無縁墓地の改葬手続後の遺骨の取扱いや民営墓地の破綻の問題、合葬墓や散骨、樹木葬等の新たな墓地や葬送への対応等、現行法の枠組みでは収まりきれない問題が生じています。

一方で、第2次地方分権一括法で墓地の経営許可権限が県知事から市長へ移譲されるなど、地域の実情に合った墓地行政が一層求められています。

そのような状況を踏まえ、現行制度で対応が困難な問題を整理・共有し、必要に応じて、国に対して制度の見直しや新たな施策の提案・要望を行っていく必要があります。

また、そのような取組みを進めながら、地域独自の条例や制度で対応可能な課題、あるいは対応すべき地域性の強い課題については、住民ニーズや地域の実情を踏まえた独自の条例化や制度化について検討を行うことも必要になると考えられます。

##### (現時点で考えられる取組例)

- ・ 県・市町村の勉強会による現行法や制度における課題の整理
- ・ 制度改革や新たな施策に係る国への提案・要望
- ・ 地域の実情を踏まえた独自の条例や制度化の検討 など

##### [参考となる事例]

< 新たな葬送（散骨）に対する条例（北海道長沼町など） >

長沼町内で始められた私有地の山林での「樹木葬」（木の根元への散骨）に対し、近隣の農作物への風評被害等を懸念した住民らの反対運動が発生。そのような状況の中、散骨に対する国の見解や住民感情を考慮し、散骨を墓地以外の場所で禁止する「さわやかな環境づくり条例」を制定。

さわやかな環境の確保、清潔で美しいまちづくりを目指した、町の環境美化推進を目的とした条例の中で、新たな葬送（「散骨」）の無秩序な拡大と住民感情へ対応した事例の一つ。

その他、散骨への対応が中心ではあるが、埼玉県秩父市（環境保全の観点）や北海道岩見沢市（農産物に対する消費者の信頼確保の観点）、長野県諏訪市（墓地の適正な経営許可の観点）など、独自条例等を制定した事例がある。

## 新たな墓地のあり方に関する施策の方向性

### ① 永続的な墓地管理の仕組みの構築と新たな支え手の創出

墓地を家族や相続で支えることが困難になり、多くの地域で無縁墓地が散見される中、今後は、そのような事情を抱える墓地を社会全体で永続的に管理していくことが求められています。

検討にあたっては、「故人を敬う」あるいは「先祖とのつながりを確認する」という本来墓地が持つ意義を十分に理解し、永続的な墓地管理の仕組みを構築していくことが重要です。

そして、永続的な墓地管理のためには、その仕組みを担う支え手の存在が欠かせません。「地域における高齢者の新たな雇用場」、「新たなソーシャルファーム<sup>※</sup>としての展開」などの視点を踏まえ、先祖供養をしたくてもできない人に代わり、地域がその墓地を守り供養するという、単に営利目的ではない墓地管理の仕組みにつなげていく必要があります。

このことから、地域福祉の担い手である社会福祉協議会や今後更なる地域貢献が期待される社会福祉法人などの関係団体と行政との情報共有や連携強化に向けた取組みの実施が期待されます。

※ ソーシャルファーム：障がいのある方、引きこもり、難病患者の方等、一般の労働市場では適切な仕事を見つけることが困難な人たちの働く場を創りだし提供する取組み

### (現時点で考えられる取組例)

- ・ 地域内の墓地の管理状況の把握と課題の整理
- ・ 市町村と社会福祉協議会等の地域団体との勉強会の実施
- ・ 高齢者や障がい者等の地域貢献や雇用場として、新たなソーシャルファームとしての可能性の検討とその取組みへの支援

### 【参考となる事例①】

〈お墓参りのサービス（鹿児島県始良市社会福祉協議会）〉

県外に暮らす町出身者へのアンケート調査を実施したところ、「お墓の世話をお願いしたい」という要望が多く寄せられ、社会福祉協議会の事業として、お墓の掃除、生花等の生け替えなど、先祖を敬うことを目的として平成10年から事業を実施。

サービスは、墓参りの回数と供花の種類により、料金が設定されており、墓参り後の写真を依頼者へ送付するサービスも行っている。

社会福祉協議会が地域の墓地の支え手として、新たな雇用の場を創出した手法として参考となる事例。



お墓参りサービスの様子

### 【参考となる事例②】

〈お墓の管理サービス（大分県佐伯市社会福祉協議会）〉

佐伯市では高齢化率が30%、一部の地域では50%を超えており、お墓の管理ができなくなった方も見受けられたこと、また、市外に離れて暮らす人の中にも、お墓の管理を心配している方もいることから、本人に代わり先祖を敬い故郷との絆を深める手伝いができないかと考え、平成21年からサービスを実施。

サービス内容は、お墓の掃除や供花。社会福祉協議会内に、「お墓の管理コーディネーター」を配置し、実際にお墓の掃除を行う方等との契約や調整を行う。

掃除に従事する職員は、障がい者を中心に雇用し、障がい者の就労機会の拡大を目的の1つとした手法として参考になる事例。

なお、現在（H25年度）は、社会福祉協議会から障がい者自立支援事業所へ業務を引き継ぎ、事業を継続中。



障がい者によるお墓の掃除の様子

## ② 地域と行政の協働による墓地再生計画の策定

公営墓地内だけでなく、屋敷墓（家墓）や地域の墓地なども含めて、各地域に散見される無縁墓地等、家族や地域で支えることができなくなった墓地について、今後、改葬手続や持続可能な維持管理の手法も含めて既存墓地の再整備等の検討を行い、「地域の大切な空間」として墓地の再生に向けた取組みを展開する必要があります。

その際、「歴史・文化の継承の場」や「防災拠点や住民が日常的に集う公園としての墓地の活用」などの住民の地域福祉向上の観点を踏まえながら、行政と住民、関係団体等の協働による「まちづくり」の一環として、今後のモデルとなる墓地の再生計画を検討することが重要です。

### （現時点で考えられる取組例）

- ・ 既存の墓地に対する住民意識・意向調査の実施
- ・ 既存墓地の再生に向けた行政と住民との意見交換の場の設置
- ・ 既存墓地の現状や住民ニーズを踏まえた墓地再生計画の策定 など

### 【参考となる事例】

#### ＜墓地基本計画の策定（宮崎市）＞

無縁化や維持管理の担い手の問題を抱える市内8カ所の市営墓地に関する「再生」のための計画書（平成17年3月に策定）。「安心して永眠できる場所」としての墓地を福祉サービスの一環として、「人が生きている時も亡くなった後も大切に“まち”」の実現を目指している。

市民が参加する会議（12回）やお墓の講演会（2回）、使用者アンケートを実施するなど、行政と市民の協働により、墓地の理念や今後の墓地の再生に向けた基本的な考え方を整理。

計画策定後、タウンミーティングや検討委員会を設置し、各墓地の実施計画策定に向けた取組みを実施。

行政だけでなく市民との協働による、まちづくりの一環としての墓地の再生に向けた取組みとして参考となる事例。



### ③ 地域の実情に合った「地域の大切な空間」としての新たな墓地整備

既存の墓地の再生や墓地の支え手の育成を図りながら、地域の墓地や民営墓地の状況及び需給見込み等を踏まえ、新たな墓地整備について、行政と住民が一体となって検討を行う必要があります。

その際、墓地が本来有する「地域生活における大切な祭祀・儀礼空間」、「地域の伝統を継承する文化的・教育的な空間」、「家族や地域とのつながりを確認する空間」といった機能を十分理解して検討を進める必要があります。

検討に当たっては、墓地の維持管理手法（墓地の有期限化やその後の合葬、再貸付の手法等）、維持管理や整備に係る財源の確保等、無縁化しない、また永続的に管理ができる墓地になるよう、経営・運営面に関する検討を十分行う必要があります。

その上で、現在の人口構造や家族形態の変化、多様化する住民ニーズに対応するため、以下の3つの大きな視点から、新たな形の墓地のあり方を研究していく必要があります。そして、これらの視点を組み合わせながら、地域の実情に合った新たなモデルとなる墓地を研究していくことが重要です。

#### 1) 「自分の愛する地に生きた証を残す」というメモリアルとしての視点

墓地は、故人が生きてきた証を残す場所として、また、家族との絆や故人の存在を確認する場所としての重要な機能を有しています。

「自分が生まれ育った故郷ふるさとに生きた証を残したい」「遠く離れた故郷ふるさととのつながりを持っていたい」という郷土への愛着や思いを馳せる人の思いを実現するため、生きた証としての名前や生年・没年を刻むなど、メモリアルとしての視点を踏まえた墓地整備が求められます。

#### 2) 市町村の枠を越えた広域的な視点

人口減少が続く中、小規模市町村においては、単一の市町村による新たな墓地整備は、整備費用の問題や、整備後の維持管理といった運営面にも不安があります。

その際、現在、広域行政組合等の形で市町村連携のもと進められている、火葬場や焼却施設、介護保険業務等の手法を参考として、市町村の枠を越えた広域的な視点による墓地整備も求められます。

そのような広域での墓地整備にあたっては、その地域のシンボルとなるような場所に墓地を整備するなど、各市町村の地域性や地理的状況を踏まえた検討が必要です。

### 3) セーフティネットの視点

単身世帯者や跡継ぎが遠方にいる人の中には、将来、自分や先祖の遺骨がどうなるかという不安を抱えている人も少なくありません。

また、今は、「家」や地域で支え合いながら墓地の維持管理を行っていても、超高齢・人口減少社会が進展する中、未来永劫、現在の形で墓地を守っていくことが難しくなることも考えられます。

そのような時に、家族あるいは地域で守れなくなった後、それらの遺骨を最後は行政がしっかりと守るといふ、一つのセーフティネットとしての視点からの墓地整備も求められているといえます。

#### (現時点で考えられる取組例)

- ・ 県内外や諸外国における墓地整備の事例等の情報収集及び研究
- ・ 新たな墓地に関する住民ニーズを把握するための意識調査
- ・ モデル地域を選定した墓地整備のケーススタディーの実施 など

## [参考となる事例①]

<メモリアルの形としての平和の礎<sup>いしじ</sup> [平和祈念公園] (沖縄県) >

核家族化の進展等により、故郷と離れた場所で生涯を終える人や跡継ぎがない人、単身者で墓という形を持っていない人にとっての「生きた証を残したい」という思いを実現することも、生涯を通した安心を実現する上で欠かすことができない視点。

「平和の礎」は、戦没者を追悼し平和を祈念する目的としての施設であるものの、「自分の生きた証を残す」という視点において、墓地とは異なるメモリアル<sup>いしじ</sup>の形として、参考となる事例。



(沖縄県営平和祈念公園HPより)

(平和の礎)

沖縄の歴史と風土の中で培われた「平和のこころ」を広く内外にのべ伝え、世界の恒久平和を願い、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられたすべての人々の氏名を刻んだ記念碑（メモリアル）として、太平洋戦争・沖縄戦終結 50 周年を記念して平成 8（1995）年 6 月 23 日に建設。遺骨が残されている場合は、公園内に併設されている「国立沖縄戦没者墓苑」に納骨されている。

※ その他、メモリアルとしての形として、アメリカのベトナム戦争戦没者慰霊碑や、9.11 アメリカ同時多発テロ事件の犠牲者を追悼する記念碑などもある。

### [参考となる事例②]

<東京都小平霊園（東京都東村山市）>

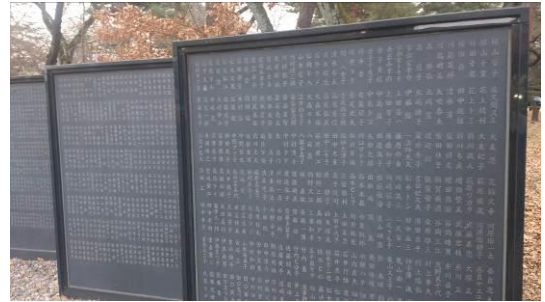
昭和 23（1948）年に開設された都営墓地。墓地内には一般墓地と芝生墓地、壁墓地、さらに合葬式墓地や樹木・樹林墓地など、様々な形態の墓地が存在。

合葬式墓地は、平成 10 年に初めて設置され、その後、平成 20 年に 2 基目を設置。遺骨は、直接共同埋蔵するか、一定期間（20 年）保管後に共同埋蔵をするかの 2 種類から選択。また、墓地の近くに墓誌があり、希望すれば名前を刻むことが可能（有料）。

跡継ぎのいない単身者等のニーズと生きた証を残すメモリアルを併合した手法として参考となる事例。



合葬式墓地



合葬式墓地の墓誌

### [参考となる事例③]

<横浜市メモリアルグリーン（横浜市戸塚区）>

閉園した遊園地跡地を活用し、「硬式野球場を備えた総合公園」と「緑豊かな墓園」を一体的に整備。平成 18 年度から墓地の供用を開始。

墓地内には、芝生型、樹木型・慰霊碑型の合葬墓を設置。緑が多く植栽される公園型の墓地として、近隣住民の憩いの場、さらには災害時にも、避難場所として活用できる公園として整備。

墓地利用者だけでなく、一般住民向けの公園や防災面でも活用できる墓地として参考となる事例。



墓地の敷地内の様子



慰霊碑型の合葬墓



#### 【参考となる事例④】

##### ＜アルファセット墓地（ノルウェー・オスロ）＞

昭和 47（1972）年に開設された市営墓地。墓地内には、家族用墓地と個人用墓地の他、「ミンネスルンド」と呼ばれる無名墓地の区域が存在。

ノルウェーでは、墓地の提供は行政（予算執行）と教会（墓地の管理）の責任とされており、個々の宗教を敬いながら丁寧に埋葬されている。墓地の使用は生前支払われた埋葬税でまかなわれ、墓地の使用は基本的に無料。このように、ノルウェーなどの北欧では、墓地は社会が提供するサービスと位置付けられている。

墓地の使用は、20年の有期限貸付。20年経過した後、そのまま墓を維持したい場合は、別途料金を支払えば継続使用が可能。

無名墓地は、墓地内の一画に位置を示さずに骨壺を埋葬。その区画内に大きな記念碑があり、そこに故人の名前を刻字。記念碑の周りには、花やロウソクなどを置ける場所が設置されており、そこで故人の親せき等が追悼することが可能。

墓地の有期限化による再貸付と合葬式の墓地を組み合わせた形として、参考となる事例。同様の事例として、スウェーデン（ストックホルム）の「森林墓地」が挙げられる。



アルファレット墓地(ノルウェー)の無名墓地



森林墓地(スウェーデン)の再貸付区画